年 月 日

 坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

 受注者

 代表者氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

 次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を添付して報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 契約年月日 | 　 年 月 日 | 請負金額(消費税・地方消費税を含む) | ①　　　　　　　　　　円 |
| 「共済証紙購入の考え方」を参考にした場合 |  （表の値） 対象工事における労働者の請負金額① × × 建退共制度加入率 (％) １，０００ ７０％ | ② 円 |
| 共済証紙購入額 |  ③ 円 | 共済証紙購入率③÷①×1,000 | （小数点以下第１位まで） ‰ |
| （掛金納付書の添付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由）②＞③のとき記載すること。□ 建退共対象労働者数又は就労予定日数が少ないため。□ 他の退職金制度を有する自社の従業員で施工したため。（他の退職金制度の名称及び契約番号： ）□ その他（理由： ） |
|  | 掛金収納書（発注官公庁用）貼付欄 |

※ この報告書は、契約締結後１か月以内に発注課へ提出してください。

建設業退職金共済証紙購入状況報告書作成上の注意

１ 報告書の提出

この報告書は、請負金額が５００万円以上の工事請負契約を締結した場合に、証紙購入の有無にかかわらず契約締結日から１か月以内に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注課に提出すること。なお、期限内に提出できない正当な理由があるときは、あらかじめ「遅延理由申出書」を提出すること。

２ 掛金収納書の貼り付け

共済証紙取扱機関から証紙を購入のうえ、取扱機関から交付される「掛金収納書（契約者が発注者へ）を貼り付けること。なお、一部の工事を下請に付した場合で、下請業者が自ら証紙を購入した場合には、その掛金収納書も併せて貼り付けること。

３ 掛金収納書の契約者記入欄

 掛金収納書下欄の契約者記入欄の「発注者名」及び「元請契約の工事番号及び工事名」欄は、次のとおり記載すること。

ア 「発注者名」……元請業者は契約書に基づき「坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者○○○○」と記載する。下請業者は、元請業者名を「□□□建設株式会社」と記載すること。

イ 「元請契約の工事番号及び工事名」……元請業者・下請業者とも契約書記載の工事名を正確に記載すること。工事番号は記入しないこと。

４ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書（本書表面）の書き方

ア あて名は、「坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者○○○○」と記載する。

イ 「工事名」、「契約年月日」、「請負金額」（消費税・地方消費税相当額を含む。）は、契約書のとおり記載すること。

ウ 「共済証紙購入額」（③欄）は、掛金収納書に記載されている金額（下請業者の収納書がある場合は、それを合算した金額）を記入すること。

エ 「共済証紙購入率」は、「共済証紙購入額③÷請負金額①×１０００」の算式で算出し、小数点以下第２位を四捨五入し、第１位まで記載すること。（例）3.28 → 3.3

オ 掛金納付書の添付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合（②＞③のとき）は、その理由を記載すること。（該当欄□にレ印を付し、必要事項を記載する。）

５ 共済証紙購入の考え方

共済証紙の購入にあたっては、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば足りるものである。

なお、的確な把握が困難である場合には、下表の値を参考にするものとする。この表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就労予定数」の７割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものであるので、下表の数値に次の算式で算出した値を参考とすること。

共済証紙購入割合（参考）＝下表の値×対象工事における労働者の加入率(%)／７０(%)

|  |  |
| --- | --- |
| 工 事 種 別総工事費（税込） |  |
| 舗 装 | 橋梁等 | 隧道 | 堰 堤 | 浚渫･埋立 | その他の土木 |
|  1,000 ～ 9,999千円 | 3.5/1000 | 3.5/1000 | 4.5/1000 | 4.1/1000 | 3.7/1000 | 4.1/1000 |
|  10,000 ～ 49,999千円 | 3.3/1000 | 3.2/1000 | 3.6/1000 | 3.8/1000 | 2.8/1000 | 3.6/1000 |
|  50,000 ～ 99,999千円 | 2.9/1000 | 2.8/1000 | 2.8/1000 | 3.1/1000 | 2.7/1000 | 3.1/1000 |
|  100,000 ～ 499,999千円 | 2.3/1000 | 2.1/1000 | 2.1/1000 | 2.5/1000 | 1.9/1000 | 2.3/1000 |
|  500,000千円以上 | 1.7/1000 | 1.6/1000 | 1.9/1000 | 1.8/1000 | 1.7/1000 | 1.8/1000 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工 事 種 別総工事費（税込） |  |  |
| 住宅・同設備 | 非住宅・同設備 | 機械器具設置 | 屋外の電気等 |
|  1,000 ～ 9,999千円 | 4.8/1000 | 3.2/1000 | 2.2/1000 | 2.9/1000 |
|  10,000 ～ 49,999千円 | 2.9/1000 | 3.0/1000 | 1.7/1000 | 2.1/1000 |
|  50,000 ～ 99,999千円 | 2.7/1000 | 2.5/1000 | 1.4/1000 | 1.8/1000 |
|  100,000 ～ 499,999千円 | 2.2/1000 | 2.1/1000 | 1.1/1000 | 1.4/1000 |
|  500,000千円以上 | 2.0/1000 | 1.8/1000 | 1.1/1000 | 1.1/1000 |

 　　 年 月 日

 坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

 受注者

 代表者氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告の遅延理由申出書

下記の工事に係る共済証紙につきましては、契約後１か月以内に報告することができません。

つきましては、工事完成時までのうち速やかに発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 契約年月日 | 　　 年 月 日 |
| 共済証紙購入予定時期 | 　　 年 月 日 |
| 共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由 |

※ この報告書は、契約締結後１か月以内に共済証紙購入報告書の提出ができないときにあらかじめ発注課へ提出してください。

建設業退職金共済証紙購入状況報告の

この申出書は、５００万円以上の工事請負契約を締結した場合に、契約締結日から１か月以内に提出しなければならないこととされている「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」について、期限内に提出することができない特別な理由がある場合に、あらかじめ提出しなければならない。

１ 遅延理由申出書の書き方

・ 「工事名」、「契約年月日」は、契約書のとおり記入すること。

・ 「共済証紙購入予定時期」は、必ず記入すること。なお、証紙購入後は工事完成時までの間に速やかに「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を提出すること。

・ 「共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由」は、例えば、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等である。